

（問題紙）

以下の問題文を読み、設問に答えなさい。

【問題文】

1. Aは、友人のXに200万円貸していたが、返済期限が来てもXは200万円の返済ができず、もうしばらく猶予してほしいと頼まれた。Aは、返済期限を1か月延長することを渋々認めた。Xは親族や知人に借金を申し込んだが、150万円しか準備できなかった。
2. 1か月後、AがXに返済を求めたところ、Xから、「150万円しか用意できなかったので、今日は150万円支払うことで許してほしい。残りの50万円については、近いうちに何とか工面するので、しばらく待ってほしい。」と伝えられた。Aは、Xに1週間後には必ず残額の50万円を支払うように言い渡してその場を離れた。Aは、1週間後に50万円の返済を求めたが、Xからは何の連絡もなかったため、AはXが約束を守らなかったことに憤りを感じた。
3. その翌日、Aが夕食をとるため、行きつけの飲食店に出かけたところ、Xが友人Yと楽しそうに飲食していた。その光景を見て、借金の返済をしていないのに、のんきに飲食をしているXに怒りが爆発して、Xに「借金を返済してないのに、こんなところで何をしている。暇があったら、早く50万円を返せ。この嘘つき野郎。」等の暴言を吐いた。
4. Xは、Aの様子を見て、周りに迷惑になると思い、Yと店を出た。その直後、AはXを追いかけて、いきなりXの顔面を手拳で殴打してきたが、Xは何とかそれをかわしながら、Yに「一緒に止めてくれ。」と伝えた。Yは「分かった。」と答えて、XとYは、Aの正面から体当たりをしたところ、Aは尻餅をついた。Aは、直ぐに立ち上がり、「この野郎」と叫びながら、Xを手拳で殴打しようとしたので、XとYは、再度、正面から体当たりをした。Aは路上に倒れたが、まだ立ち上がろうとした。そこで、XはAを押さえつければ、落ち着くだろうと考えて、Yに対し、「自分は上半身を押さえるので、Yは下半身を押さええてくれ。」と言った。Yはこれを了承した。
5. XはAの上半身を強く押さえつけたが、Aが強く反抗するので、Aの首元を右腕で全力で押さえつけたところ、Aは動かなくなった。Yは、XがAの首元を押さえつけていることを全く知らなかった。
6. Aが動かなくなったので、XとYはその場を離れた。Aは、飲食店の店主の通報で病院に搬送されたが死亡が確認された。死因は首の圧迫による窒息死であった。

設問Ⅰ Xの罪責を論じなさい。

設問Ⅱ Yの罪責を論じなさい。

（問題紙）

以下の文章（フィクション）を読み、【設問】に答えなさい。

民間企業の従業員であるXは、参議院議員選挙の選挙運動期間中にY県において街頭演説をしていた候補者に向け、「憲法9条改正は必要ないと思うが、どのように考えていますか？ウクライナ紛争を早期に終結すべきだと思いますがどのように考えていますか？教えてください！」と肉声で「ヤジ」を飛ばした。なお、Xは、特定の政党に所属せず、暴力的または過激な思想集団にも属したことがない。

この「ヤジ」の直後、XはY県警に所属する警察官Aに体をつかまれ、演説の群衆の後方へ移動させられ、その後も長時間にわたってつきまとわれたりしたため、候補者に近づくこともさらに発言することも阻止された。XがAにその理由を尋ねると「演説を聞いている他の人の迷惑になる。これ以上の行為は公職選挙法が定める選挙の演説妨害になる」と説明された。

Xの「ヤジ」により候補者の街頭演説が中止されたり、移動を余儀なくされたりすることはなく、演説を聞いていた他の人といさかいが生じることもなかった。

Xは、Aの行為によって精神的苦痛を受けたことから、Y県を被告として国家賠償請求をすることにした。

【設問】

Xは表現の自由の観点から憲法上どのような主張をするか、Y県の反論を想定しながら論じなさい。

（参照条文）

（選挙の自由妨害罪）

公職選挙法 225 条 選挙に関し、次の各号に掲げる行為をした者は、四年以下の懲役若しくは禁錮又は百万円以下の罰金に処する。

- 一 選挙人、公職の候補者、公職の候補者となろうとする者、選挙運動者又は当選人に対し暴行若しくは威力を加え又はこれをかどわかししたとき。
- 二 交通若しくは集会の便を妨げ、演説を妨害し、又は文書図画を毀棄し、その他偽計詐術等不正の方法をもつて選挙の自由を妨害したとき。
- 三 選挙人、公職の候補者、公職の候補者となろうとする者、選挙運動者若しくは当選人又はその関係のある社寺、学校、会社、組合、市町村等に対する用水、小作、債権、寄附その他特殊の利害関係を利用して選挙人、公職の候補者、公職の候補者となろうとする者、選挙運動者又は当選人を威迫したとき。

（問題紙）

次の〔設例〕を読んで、〔問題1〕および〔問題2〕に答えなさい。

〔設例〕

Xは、東京証券取引所にその株式を上場しているA社の株主である。A社は、不動産賃貸あっせんのフランチャイズ事業を行っている会社である。令和元年5月、A社は、新たにマンスリーマンション事業を展開するため、A社が66.7%を出資すると同時に、A社のフランチャイズ事業の加盟店等（以下、「加盟店等」という）から残りの株式に係る出資（以下、「本件出資」という）を受け、新たにB社を設立した。加盟店等は、本件出資に係り1株当たり5万円の払込金額を支払った。

その後、B社の事業が低調であり、また、A社は機動的なグループ経営を図る方針でもあったため、B社についてA社の完全子会社であるC社に合併して事業を担わせることにした。A社は、B社の株式の買取りに係り、監査法人等にB社の企業価値の算定を依頼したところ、B社の企業価値は1株当たり6561円ないし1万9090円とされた。A社の取締役会は、企業価値算定の結果を受け、加盟店等との関係維持の観点からも、本件出資に係る払込金額と同額である1株当たり5万円の金額での買取りが妥当であるとの結論に達した。なお、この判断の際には、顧問弁護士より、合計額もそれほど高額でない上、B社の株主である加盟店等との関係を維持する上で、許容範囲であるとの意見を取得していた。

A社は取締役会における検討結果を受け、B社の株式を1株当たり5万円、代金総額2億円で買い取った。

Xは、1株5万円での買取りが不当に高額であると考え、A社の取締役であるYらに対し、本件株式の買取りにつき損害賠償請求をしたいと考えている。

〔問1〕 XがYらに損害賠償請求をする場合、どのような主張・手続によると考えられるかについて説明しなさい。

〔問2〕 Xの損害賠償請求が認められるかについて検討しなさい。

以上

（問題紙）

以下のⅠおよびⅡに解答しなさい。

*解答の順序は問わないが、大問番号（ⅠまたはⅡ）および設問番号を明記すること。

*解答紙は、大問ごとに分けて用いること。

Ⅰ 以下の文章を読んで、設問に答えなさい。

A 金融機関は、2024年2月2日、Bから、自宅を建てるための資金の一部として、850万円の融資の申込みを受けたが、Bの返済能力に不安があったため、連帯保証人を付けることを求めた。Bは、親友であるCの父Dが資産家であったので、Cに対して、短期間のうちに自己の責任で債務全額の処理をすることを誓って、Dが連帯保証人になってくれることを懇請した。そこで、Cは、Dが連帯保証人としてその責任を問われることはないであろうとの期待のもとに、病気のために入院中であったDに相談することなく、親友であるBの頼みに応じることにした。

そして、Cは、貸金額850万円、借主B、弁済期2024年4月20日、遅延損害金年2割とする借用証書に、連帯保証人としてDの名を記載し、自宅に保管されていたDの実印を勝手に持ち出して押捺し、DがこのBの貸金債務について連帯保証をする旨の契約（以下「本件連帯保証契約」という。）を、Dの代理人と称してAとの間で締結した。その際、Aは、従来から取引のあるDが入院中で病状が悪いことを知っていたが、CからDの印鑑証明書を交付されて、契約書類の印影に検討を加えたのみであった。

Dは、本件連帯保証契約について知ることなく2024年4月25日に死亡し、同人の妻E及びCが、Dの権利義務を各2分の1の割合で相続により承継した。その後、Eは、Cから本件連帯保証契約について打ち明けられ、寝耳に水のことと憤っている。

〔設問〕 履行期になってもBからの貸金の返済が全くないことから、Aは、Cに対して、貸金の支払いを求めた（遅延損害金は考慮しなくてもよい）。次の（1）および（2）のそれぞれの場合について、Aの請求の可否を検討しなさい。

（1）Dの相続人として、Cに対して貸金の支払いを求める場合。

（2）無権代理人の責任を追及して、Cに対して貸金の支払いを求める場合。

Ⅱ 以下の文章を読んで、設問に答えなさい。

（1）Aは、1990年ごろより、不動産業を営むB会社から甲建物を賃借して使用してきた。2020年2月1日、自らの住居として用いるために、Aは、Bから甲およびその敷地乙を、代金2200万円とし、同年4月30日までに支払うこと、所有権移転登記手続は代金完済と同時にすること、甲建物の賃貸借契約は代金完済まで継続させること、などの約定で買い受けた。

（2）しかし、2020年末になって、Aは上記売買代金を支払えず、Bと交渉した結果、売買代金の支払期限を2021年8月20日に変更し、Aは2021年1月以降の賃料を支払わない代わりに、同年度以降の固定資産税を

負担する旨が合意された。

(3) Aは、2021年8月20日に売買代金を完済したが、賃料等の過払金が相当あり、これを固定資産税の支払に流用したいと申し出たが、Bがこれに応じなかったため、AはBの催告にもかかわらず移転登記手続に協力せず、数年にわたり固定資産税をBに支払わせ続けた。

(4) 2023年1月20日に、Aに対して不信感を抱いたBは、甲建物と乙敷地をCに売却し、同年3月24日、その所有権移転登記を経由した。

(5) 2023年3月24日当時の甲建物と乙敷地の時価は、5800万円であったが、その後、上昇しつづけており、2024年4月頃、6500万円になったのである。

【設問】 Aは、2024年4月22日、Bに対して、甲乙の移転登記手続の履行不能を理由に6500万円の損害賠償を請求した。なお、甲乙の時価は現在上昇し続けている。Aの請求は認められるかについて、論じなさい。

以上